

令和元年度 苫小牧市地域密着型 サービス事業所等集団指導

苫小牧市福祉部介護福祉課



とま子ヨッパ
©2011 苫小牧市

本日の次第

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護

- ▶ 1 運営・施設基準に関すること
- ▶ 2 ケアプランの作成
- ▶ 3 給付費の算定について

本日の次第

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護

- ▶ 1 運営・施設基準に関すること
- ▶ 2 ケアプランの作成
- ▶ 3 給付費の算定について

運営・施設基準に関すること 令和元年度での指導項目について

▶ 勤務体制の確保等

指定地域密着型通所介護事業者は、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にする必要がある。そのため、従業員の勤務予定表とは別にこれらの内容が確認できる実績表を作成し併せて保管すること。

(H18厚令34第30条第1項)

▶ 秘密保持等

非常勤職員について、秘密保持に関する誓約書等の取り交わしが行われていないことから、速やかに関係書類を整備すること。

(H18厚令34第37条 準用(第3条の33第2項及び第3項))

運営・施設基準に関すること

第三者評価事業の実施について

福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」とされています。

平成30年4月1日に、福祉サービス第三者評価の指針が改正されました。

- 1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について
 - 2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減
 - 3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し
- ➡ (1) サービスの選択に資すると認められる重要事項としての位置づけ

運営・施設基準に関すること 第三者評価事業の実施について

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、介護事業所は、サービスの提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

運営・施設基準に関すること 第三者評価事業の実施について

このため、今般、下表の介護保険サービスに係る基準通知の一部を改正することにより、下表の介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービス選択に資すると認められる重要事項として説明するものとした。

表（基準通知の改正の対象である介護保険サービス）

(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 通所介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）
地域密着型通所介護	介護老人福祉施設

運営・施設基準に関すること 第三者評価事業の実施について

重要事項説明書記載例

- 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

参考

北海道福祉サービス 第三者評価事業推進機構

[『 https://3sya.hokkaido-csw.or.jp 』](https://3sya.hokkaido-csw.or.jp)

全国社会福祉協議会 第三者評価事業について

[『 http://shakyo-hyouka.net/evaluation/ 』](http://shakyo-hyouka.net/evaluation/)

運営・施設基準に関すること 事業所の指定（更新）について

平成18年4月の改正介護保険法の施行に伴い、指定更新制度が導入されました。指定事業者の基準順守状況を定期的に確認するとともに、介護の質の確保を図るため、事業者指定の効力に6年間の有効期間を設けたものです。

指定日（及び前回更新日）から6年を経過する際に、新たに指定の更新手続きを行わなければ、有効期間満了とともに指定の効力が失われることとなり、以降、介護報酬の請求はできなくなります。

また、指定（更新）の手続きをした場合であっても、国が定める指定基準を満たしていない場合や介護保険法に定める指定の欠格事由に該当する場合は、指定（更新）を受けることはできません。

運営・施設基準に関すること 事業所の指定（更新）について

提出書類について（苫小牧市役所ホームページ）

地域密着型サービス事業者（居宅介護支援含む）の指定（更新）について

『 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/chiiiki_shitei.html 』

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定（更新）について

『 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/sojojigyo_download.html 』

上記のURLからサービスごとの必要書類を確認し、1部をファイルに綴じた形で苫小牧市介護福祉課まで持参又は郵送してください。

また、提出時期は、サービスの種別や、指定なのか更新なのか等、事業所の状況により変動するため、お早めにご相談ください。

※ 同時に複数のサービス指定（更新）申請をする場合は、提出書類作成前に必ずご相談ください。（提出書類が共通・提出先が異なるが同一内容のものについて、提出不要となる場合がございます。）

運営・施設基準に関すること 事業所の各種変更（加算等）の届出について

事業所や法人の指定内容（届出事項）に変更があった場合、変更届出書により報告してください。

※平成30年4月より居宅介護支援事業者の権限委譲が行われたため、苫小牧市内の居宅介護支援事業者に関する指定変更等についての届出先が苫小牧市に変更されています。

変更届出書は、変更のあった日から10日以内に提出してください。
変更の内容によって必要な添付書類が異なりますので、下記のURLから、必要な添付書類の確認や様式等のダウンロードができます。

提出書類について（苫小牧市役所ホームページ）

地域密着型サービス事業者（居宅介護支援含む）の指定変更届出書の提出について

[『 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/chiiikimitchakujigyosha-henko-download.html 』](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/chiiikimitchakujigyosha-henko-download.html)

介護予防・日常生活支援総合事業における指定変更届出書の提出について

[『 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/youshiki_sougoujigyo.html 』](http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/yokaigonintei/shiryo/youshiki_sougoujigyo.html)

運営・施設基準に関すること 事業所の各種変更（加算等）の届出について

介護報酬の加算に係る体制等の変更について

介護保険サービス事業者が、介護報酬に係る加算を算定する場合は、それぞれの加算要件を満たした上で、苫小牧市へ事前の届出が必要です。

また、取得中加算の区分変更が生じた場合にも届出が必要になります。前ページのURLから、必要な添付書類の確認や様式等のダウンロードができます。苫小牧市介護福祉課まで持参又は郵送してください。

加算を取り下げる（又は減算の届出の）場合は、その時点で速やかに届出が必要です。

運営・施設基準に関すること 事業所の各種変更（加算等）の届出について

届出日と算定開始月

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>毎月15日以前に届出☞翌月から算定可能</p>
地域密着型通所介護	
（介護予防）認知症対応型通所介護	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	
居宅介護支援	
介護予防支援	
第1号訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）	
第1号通所型サービス（介護予防通所介護相当）	<p>毎月16日以後に届出☞翌々月から算定可能</p>
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型特定施設入所者生活介護	
	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日の翌月から算定可能 ・届出が受理された日が月の初日の場合は、届出した月から算定可能

本日の次第

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護

- ▶ 1 運営・施設基準に関すること
- ▶ 2 ケアプランの作成
- ▶ 3 給付費の算定について

1. 実地指導とケアプラン点検

I 実地指導

対象：各事業所

目的：制度管理の適正化、事業所としての「より良い」ケアの実現

方法：事業所を直接訪問し、書類の確認やヒアリングを実施

- ・過去にさかのぼり、ケアマネジメントが一連のプロセスに基づき実施されていたか
- ・ケアマネジメントが事業所として「より良いケア」を実現するために実施されているか、また、実施できる体制にあるか

II ケアプラン点検

対象：介護支援専門員（個人）

- ・自立支援のためのケアマネジメントが実施できていたか、ともに検証し、今後のケアプランがより適切なものになるよう「気づき」を共有する。

※給付適正化事業のうちのひとつ

2. 令和元年度実地指導における指摘事項

I 計画作成のたびに課題分析（アセスメント）が実施されていなかった。

○課題分析（アセスメント）とは

利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握すること。

○課題分析（アセスメント）の実施

解決すべき課題の把握にあたって課題分析標準項目（23項目）を確認し、項目ごとに状態を記載しているか

利用者の既往歴、困りごとや生活上の課題の原因や背景を分析しているか

計画変更時に再アセスメントが行われているか

○課題分析（アセスメント）を行うタイミング

サービス利用中に何度も行われるもの

⇒サービス利用開始時、利用者の状態が変化した時、介護保険の更新が行われた時

課題分析標準項目（23項目）

・基本情報に関する項目(9項目)

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である高齢者の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院対処時等)について記載する項目

・課題分析(アセスメント)に関する項目(14項目)

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排便後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	褥瘡・皮膚の問題	褥瘡の程度、皮膚の清潔状況に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険個所等現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

Ⅱ 計画の目標が具体性がなく、抽象的

○目標の設定

本人の言葉や希望、目標を具体的に数値化するなど、個別性を持たせたものが望ましい。

例：自宅での生活を続けていきたい。○一人で歩けるようになる。

Ⅲ 介護支援専門員の立案した居宅介護支援計画との整合性の取れていないものが見受けられた。

○長期目標及び短期目標の設定、支援内容の矛盾のあるものがあった。

※居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護支援専門員へは、基本情報や介護支援計画の事業所への速やかな情報提供の依頼を予定。

IV個別機能訓練加算の目標について

○個別機能訓練加算Ⅰ・・・長期目標6か月程度、短期目標3か月程度

目的は「身体機能」の維持・向上のため、単純なひとつの行為を達成するものを設定

例：杖を使って5m歩行する、自分で靴が履ける、ふらつきなく椅子から立ちすわりができる

○個別機能訓練加算Ⅱ・・・長期目標6か月程度、短期目標3か月程度

目的は「生活機能」の維持・向上のため、複数の行為が組み合わさった活動を達成するものを設定

⇒居宅介護支援計画に記載されているADL・IADLの中から選定

例：週に1回、囲碁教室へ行く→着替え+靴を履く+教室まで歩く+囲碁のルールを理解

※目標は居宅介護支援計画、通所介護計画と連動して整合性が保たれるように設定

本日の次第

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護

- ▶ 1 運営・施設基準に関すること
- ▶ 2 ケアプランの作成
- ▶ 3 給付費の算定について

給付費の算定について

- ① サービス提供体制強化加算
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護の算定・加算
- ③ 地域密着型通所介護の算定・加算
- ④ その他

① サービス提供体制強化加算

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① 研修

- ▶ 従業員ごとの研修計画
- ▶ 利用者の情報、技術指導を目的とした会議を定期的に行う
- ▶ 当該事業所すべての従業員に健康診断

② 人員基準

▶ 1イ：訪問介護員等の総数のうち

介護福祉士の割合が40／100以上 または、介護福祉士実務者
研修修了者および介護職員基礎研修課程修了者が60／100以上

▶ 1ロ：訪問介護員等の総数のうち

介護福祉士の割合が30／100以上 または介護福祉士実務者
研修修了者および介護職員基礎研修課程修了者が50／100以上

▶ II：従業者の総数のうち、常勤職員の割合が60／100以上

▶ III：従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30／100以上

介護福祉士等の割合

→前年度の4月～翌2月における割合（常勤換算）の月平均で算出

(2) 地域密着型通所介護

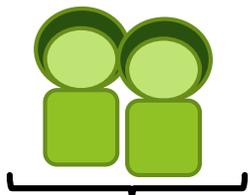
- ▶ 1イ：介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が
50 / 100 以上
- ▶ 1ロ：介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が
40 / 100 以上
- ▶ Ⅱ：生活相談員、介護職員、看護職員または機能訓練指導員
として勤務を行う職員の総数のうち勤続年数3年以上の
者の占める割合が30 / 100以上

介護福祉士等の割合

→前年度の4月～翌2月における割合（常勤換算）の月平均で算出

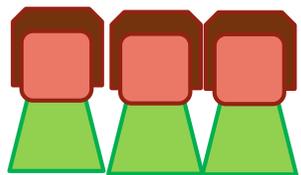
(例) 介護職員の内訳が下記で、常勤職員の1カ月に勤務すべき時間数が150時間、非常勤職員の1カ月の勤務時間数が100時間の場合

介護福祉士
(常勤)



150時間×2人

介護福祉士でない
介護職員 (常勤)



150時間×3人

介護福祉士
(非常勤)



100時間×2人

介護職員の総数

150時間×5人 + 100時間×2人 = 950時間
950時間 ÷ 150時間 (常勤の月勤務) ≒ 6.3人

介護福祉士の総数 (常勤換算)

150時間×2人 + 100時間×2人 = 500時間
500時間 ÷ 150時間 (常勤の月勤務) ≒ 3.3人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
介護職員の総数 (常勤換算)	6.3	6.3	6.4	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.3	6.3	6.3	70.4
介護福祉士の 総数 (常勤換 算)	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.2	3.4	3.3	35.9

年間の配置割合 = 介護福祉士の総数 (常勤換算) ÷ 介護職員の総数 (常勤換算)
→ 35.9 ÷ 70.4 ≒ 0.5

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の算定・加算

総合ケアマネジメント体制強化加算

- ▶ 必要なサービスを必要なタイミングで提供し
 - ・ 総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために
 - ・ 計画作成責任者等が
 - ・ 日常的に共同して行う

情報共有等の取組を評価するもの。

算定の条件

- ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ計画を随時適切に見直していること

※計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同して随時適切に見直しを行っていること

- ▶ 地域に開かれたサービスとなるよう、地域の連携を図るとともに、関係施設に対し、日常的に情報提供

※地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること

③ 地域密着型通所介護の算定・加算

① 個別機能訓練加算Ⅰ

- ▶ 常勤専従の理学療法士等を1名以上配置している
- ▶ 個別機能訓練計画を作成、実施において複数の種類の機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助、心身に応じた機能訓練を適切に実施
 - ※内容は、アセスメントに基づいたものになっているか
- ▶ 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること
 - ※機能訓練の内容は個別機能訓練計画に基づいたものになること
- ▶ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で計画を作成し、その後3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者等に進捗状況等の説明し、訓練内容の見直しを行っていること
 - ※居宅訪問の記録、3カ月に1回以上見直し

② 個別機能訓練加算Ⅱ

- ▶ 専従の理学療法士等を1名以上配置している
- ▶ 利用者ごとの個別機能訓練計画を作成
- ▶ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供

☀その他は、個別機能訓練加算Ⅰの要件に同じ

個別機能訓練加算 I と II 算定要件の違い

	個別機能訓練加算 I	個別機能訓練加算 II
機能訓練指導員	専ら機能訓練の職務に従事する 常勤の 理学療法士等 ^(注)	専ら機能訓練の職務に従事する 理学療法士等 ^(注)
機能訓練の項目	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、 複数の種類の 機能訓練の項目を準備し、 <u>選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助</u>	利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備 <u>(適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定の上、当該目標達成のため訓練を実施)</u>
機能訓練の実施	心身の状況に応じた機能訓練を実施 (個別機能訓練計画に基づく)	心身の状況に応じた機能訓練を 理学療法士等が 実施 (個別機能訓練に基づく)

(注) 「理学療法士等」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師 又は きゅう師 (はり師・きゅう師については職歴条件あり)

④ その他

- ▶ 各種書類の記名、捺印
- ▶ 加算要件に関連する記録